

京都市教育委員会教育長告示第4号

京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則第1条ただし書の規定に基づき、京都市青少年科学センターを次のとおり臨時に開館し、及び休館します。

平成23年7月12日

京都市教育委員会
教育長 高桑三男

| | |
|----------|--|
| 臨時に開館する日 | 平成23年7月21日(木)、同月28日(木)、同年8月4日(木)、 同月11日(木)、同月18日(木)及び同月25日(木) |
| 臨時に休館する日 | 平成23年7月13日(水)及び同月15日(金) |

(青少年科学センター)